

# 式部曹司庁の成立

## はじめに

一九九七年二月、第二回古代都城制研究集会在奈良国立文化財研究所において開かれ、都城をめぐる諸問題のうち、曹司といわれる実務空間の問題が本格的に取り上げられた。その中で、筆者も「官衙と朝庭の政務・儀式」と題する報告を行なった。本稿はその報告内容を中心とし、集会に参加して考えたことなどをまとめたものである。

従来、朝堂と曹司の関係については岸俊男氏の理解が通説となってきた。岸氏は次のように述べている。<sup>1)</sup>

「曹司とは朝堂院の朝堂とは別に、その外に設けられた政庁で、当初は政務はもっぱら朝堂で行われていたが、律令体制が整うに従って政治機構が拡充され、官人も増

## 寺崎保広

加、また政務が複雑化してきたため、朝堂と別にその付屬施設を設ける必要が生じたのであろう。」

つまり、曹司は朝堂から分化したのであり、両者ともに本来政務を執る場であったこと、そしてその曹司は藤原宮において成立した、というのである。

これに対して、異を唱えたのが吉川真司氏である。第一回古代都城制研究集会での報告「宮廷儀式と大極殿・朝堂院」および第二回集会での報告「朝堂と曹司」において、吉川氏はおおよそ次のように述べている。<sup>2)</sup>

平安時代における朝堂での政務（朝政）と曹司での政務（外記政）は全く同一ではない。口頭による決裁は双方で行なわれたが、文書の発給・帳簿の作成や保管などは曹司でのみなされた。これを遡らせると、古くは朝堂で行なわ

れた口頭決裁が実質的な意味をもち、曹司における事務処理はその朝堂での政務と機能を分担していたのであろう。

そして、朝堂の本質は「五位以上官人の侍候空間」と見るべきであり、その起源は大臣・大夫が侍候した大王宮朝堂に求められる。一方、曹司の本質は「律令官司の実務空間」であり、その起源は大王宮・諸官諸家の実務機構に求められ、それらが大内裏域に集約されたのは難波長柄豊碓宮からであろう。朝堂院は八世紀末まで「太政官院」と呼ばれたが、それは太政官（議政官）を中心とする五位以上官人が天皇に侍候し、国政を審議する場の名称としてふさわしく、それには当初から曹司という実務空間が伴っていたのである。ところが、八世紀後半にいたり、侍候機能が内裏に吸収され、朝堂での口頭政務は曹司へ移行する。これによって長岡宮では太政官院が内裏から分離して「朝堂院」と呼ばれるようになり、純然たる儀式空間として成立するのである。

つまり、吉川氏は、朝堂と曹司がそれぞれ固有の機能をもつものとして成立したであろうことを論じたのである。筆者はこの吉川氏の説が基本的に妥当であると考えるのであるが、本稿では、平城宮式部省の発掘調査成果を検討し、

そこで行なわれた式部省の実務内容を考え、その上で奈良時代における曹司の実態を考えてみたいと思う。

式部省を取り上げた理由は、各種の資料に恵まれているからである。平城宮の当該地の調査が進められ、遺構の様相が明らかになるとともに大量の考課木簡も出土している。さらに平安時代に降るが、式部省内における実務を窺わせる史料も多い。それらを併せて検討することによって、曹司の時代的变化をたどることができるのではないかと考えている。

## 一、平城宮式部省跡の発掘

平城宮における発掘調査は、宮の四周、内裏・朝堂院といった中枢部についてはほぼ一段落し、近年はその重点が官衙域の解明に置かれるようになった。特にいわゆる「第二次朝堂院」の南、南面大垣北の部分については調査が進展し、ほぼ全容が明らかとなっている。そうした調査成果のうち、式部省に関わる範囲で『平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』（以下『平城概報』と略す）などによりつつ、以下にまとめておこう。

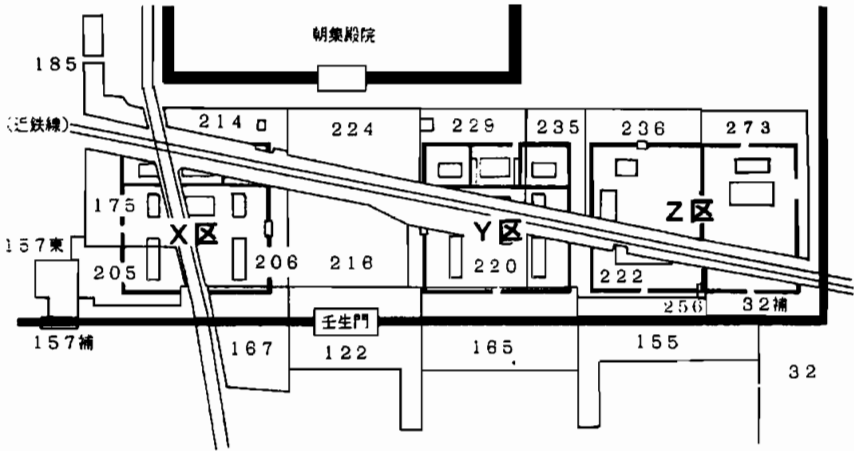


図1 壬生門北の区画呼称  
(数字は調査次数を示す)

壬生門より北、「第二次朝堂院」の南には、東西対称の位置に二つの区画が確認され、その東の区画の東隣で、宮東面大垣との間にはもう一つの区画がある。以下では、東西に並んだ三つの区画の呼称として、西からX区、Y区、Z区と区別する(図1)。「平城概報」ではそれぞれ「兵部省」「式部省」「式部省東官衙」と称しているものに該当する。

#### 兵部省と式部省(X区とY区)

X区とY区の区画の大きさは全く同じである(図2)。すなわち、一辺二五〇尺(七四m)の正方形で、周囲を築地塀で囲み、それぞれ四方に門を開く。両者の間は二六〇尺(七七m)離れ、その中間がちょうど「第二次朝堂院」の中軸線となる。また、区画内の建物配置も極めてよく類似する。両者ともに北から三分の一の部分を東西に走る掘立柱塀で南北に二分し、北側に東西棟を三棟、南側には中央に正殿となる東西棟をおき、その前面には東西二棟ずつの脇殿となる南北棟を配置する。建物は全て基壇上に立つ礎石建物である。細かい部分での違いはあるものの、両者是一对のものとして計画され、造営されたと考えて良い。

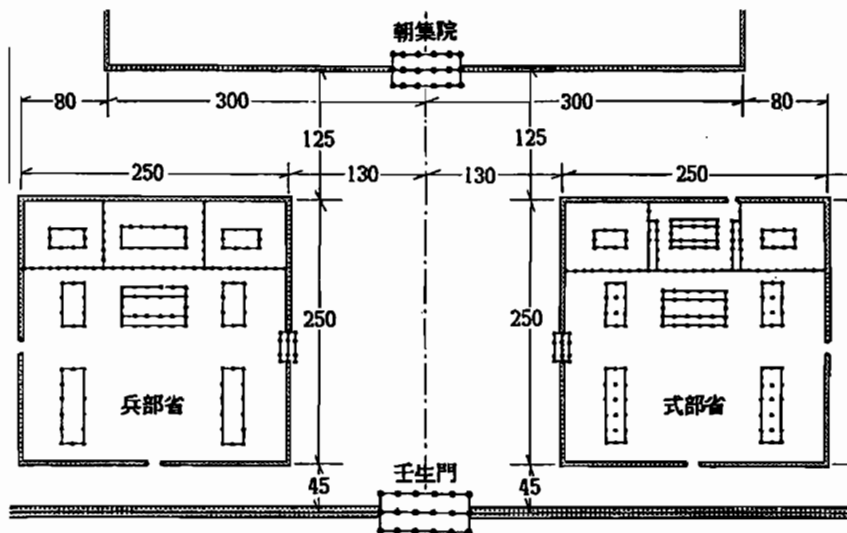


図2 式部・兵部=省の建物配置  
(数字は尺)

規模から見て、それぞれの正門は南面にはなく、X区は東門、Y区は西門が正門となり、ともに壬生門から朝集院にいたる通路に向いて、開いていることを示している。

この両区画の性格については、X区が兵部省、Y区が式部省とされており異論のないところである。その根拠は、両省がともに官人の人事に関わり、密接な関連をもつことのほかに、「大内裏図」をもとに平安宮を参考にすると(図3)、その官衙配置が、やはり朝集院(八省院)の南に東西対称の位置に、式部・兵部両省が存在し、またそれぞれの内部における建物の構成も類似すること、などが指摘される。つまりそうした平安宮のあり方が古く遡るものと推定されるのである。さらに加えて、X・Y区の調査において出土した墨書土器および木簡などの文字資料からも、ある程度これを裏付けることができる。

平城宮内の官衙のうち、既発掘部分についてはいくつかの官衙名を推定しているが、この兵部・式部両省は最も蓋然性の高い比定といって良い。また、宮内の官衙域においては掘立柱建物が一般的な中において、礎石建物によって構成されているという特徴は官衙としての格の高さを示し、その整然とした建物配置とともに省クラスの一つの典型的

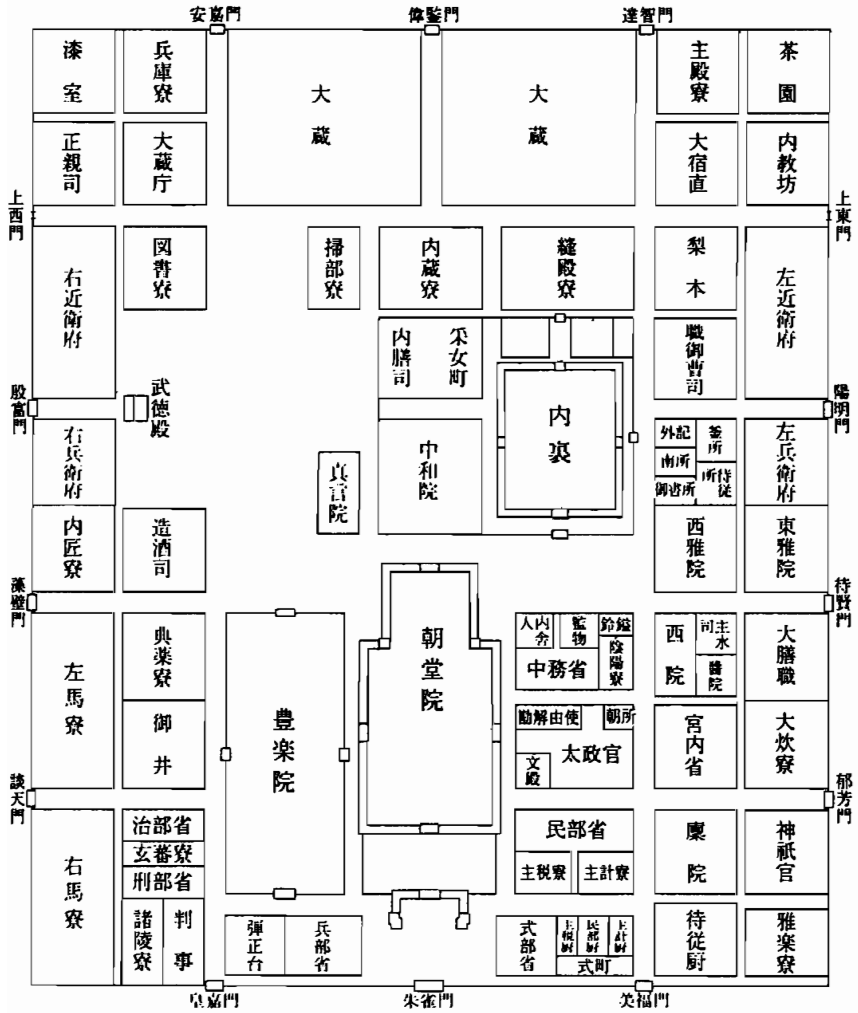


図3 平安宮復元図

官衙と見ることが出来る。しかも、正殿・後殿・東西に二棟ずつの脇殿という構成は、ちょうど地方官衙の国庁、郡庁などと類似する点も注目される。従来、地方官衙の政庁は朝堂院をモデルにしたのではないかと考えられてきたが、こうした省の建物配置も併せて考察する必要が出てきたと言えよう。

ところが、発掘の結果、一つの問題点が浮かび上がってきた。それは、X・Y区の年代である。ともに大幅な建て替えは見られず、その造営年代は奈良時代後半に降ることが判明したのである。具体的には、建物の礎石据え付け掘形および基礎となる整地土中から、平城宮第三期の軒瓦が出土しており、確定した年代ではないが少なくとも平城遷都よりも後ということになる。つまり、奈良時代前半には、この場所は空閑地となっていたのであり、その時期には兵部・式部両省がどこにあったのか、という問題が出てきたのである。この点については後で改めて述べる。

### 式部省東官衙（Z区）

Z区はY区より東、宮の東面大垣までの間の官衙ブロックである。およそ東西三五〇尺、南北二五〇尺の範囲を

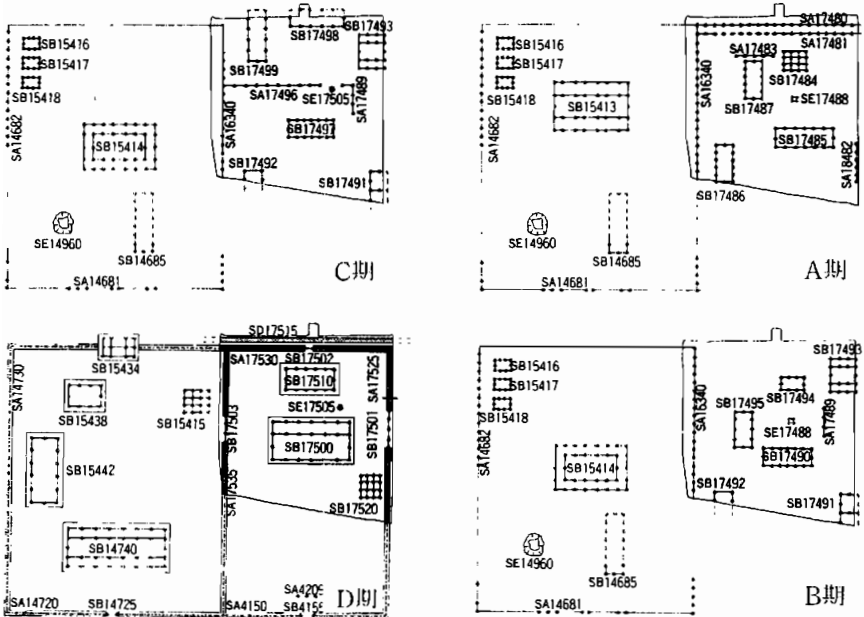


図4 Z区の遺構変遷

占め、さらにその中は西半の二〇〇尺と東半一五〇尺に二分される。Y区との間は約一—mあいていて通路になっている。

検出した遺構はやや複雑に重複しているが、时期的には四期に区分され、それらはABC期の前半期と、D期の後半期に大別できる(図4)。

まず、前半期であるが、掘立柱塀による区画施設があり、Z区の西半つまり南北二五〇尺、東西二〇〇尺を囲う。その中に正殿(A期のSB一五四—一三およびBC期のSB一五四—一四)と雑舎からなる掘立柱建物を配置し、それらは三小期(ABC期)の変遷がある。また区画内の西南部には井戸SE一四九六〇があり、その井戸枠抜き取り穴から削屑を中心として四八〇〇点近くの木簡が出土した。木簡に記す年紀は天平元年と同三年であり、内容は考課木簡をはじめとする式部省関係のものとして良い。<sup>14)</sup>前半期のZ区東半部は、掘立柱塀が西半の区画に接続する時期もあるが、全体として囲うことはなく、開放された空間に比較的小規模な掘立柱建物が造替されている。

ところが、それが大きく改変されるのがD期である。すなわち、掘立柱塀に代わり築地塀がZ区の全体を囲み、さ

らに東西を区分するように南北にも通る。そして、東西それぞれ内部には、基壇上にたつ大規模な礎石建物を中心とした建物群が配されるのである。総じてD期の建物群は、その規模と構造からすると、X・Y区で検出した二省に匹敵するものと見られる。またこの時期で特に注目されるのが、東半の正殿SB一七五〇〇の北で見つかった井戸SE一七五〇五から出土した二〇〇点余の木簡である。その多くは井戸が廃絶した平安初期のものと見られるが、延喜神祇官式に見える神饌の目録に類似した内容の木簡や「兵主神社」など神社名を記す木簡などが含まれている。

右のようなZ区の成果の中で問題となるのは、C期からD期に建て替えられた時期がいつかという点と、それぞれの時期の官衙の性格である。

このZ区については、奈文研が「式部省東官衙」と呼称しているように、当初からY区と密接な関連のある場所と考えられてきた。理由の第一はZ区の南に接する宮南面大垣の北側溝から大量に出土した考課木簡の存在(第三二次補足調査)、もう一つは平安宮「大内裏図」に見える式部省とその東にある「式町」ないし「式部厨」との関係(図3)である。これらを参考として、Y区が式部省本体であ

り、Z区はそれに付属する実務の場であろう、と推定してきたのである。

ところが既述のように、調査が進むにつれて、Y区は奈良時代前期にまで遡らないこと、一方、Z区は前期から存在し、のちに大きく性格を変えたいことが判明したのである。そこで『一九九二年度平城概報』では、式部省の移転を考えた。つまり、前半にはZ区にあったものが、後半になってY区に移ったのではないかと、そして同時に、移転後のZ区には別の官司が新たに造営されたというものである。別の官司とは、井戸SE一七五〇五出土木簡の内容、東院と西院による構成と北門が正門となることなどが平安宮の神祇官に類似することなどを根拠として、神祇官であった可能性が高いという。

しかし、これに対して筆者は疑問に思っていた。というのは、一九六六年の第三次補足調査において、Z区の南から出土した一万を越える木簡が式部省関係の考課関係であったこと、そしてその木簡の年代を見ると、神亀年間を中心とする奈良時代前半のものと、神護景雲年間を中心とする奈良時代後半のものという二種に大別でき、出土場所は前半の木簡が西寄りに、後半のものがより東に偏るから

である<sup>(5)</sup>。つまり、奈良時代後半にZ区が神祇官だとすると、すぐ南で出土した式部省関係木簡の説明に窮するのである。

その後、一連の調査の最後となったZ区の東半部が一九九六年度に行なわれ、『奈良国立文化財研究所年報一九九七―Ⅲ』で新たな見解が示された。つまりZ区の前半期にやや長い期間を認め、奈良時代前半から後半まで掘立柱による官衙が存続し、奈良時代末期にいたり、大きく構成を変えて神祇官となったこと、つまりD期の開始を平城遷都頃ではなく、宝亀年間以降にまで引き下げて理解するにいたったのである。C期までの官衙が奈良時代末期にどうなったのかといった課題はなお残るものの、これによって、考課木簡についての解釈は、一応できるようになったと評価できる。

以上のような発掘成果のうち、式部省に関わる部分をまとめると、つぎのようになる。

奈良時代前半、おそらくは遷都当初から、式部省はZ区の西半部にあり、建て替えられながら少なくとも奈良時代後半まで存続した。そこでは出土した大量の考課木簡に見えるように、奈良時代前期・後期を通じて、官人の考選に関わる実務を行っていた。一方、奈良時代後半（平城遷



都頃か)になり、新たにY区に礎石建物よりなる官衙プロックがX区とともに造営され、そのY区も式部省の施設となった。そして、このX・Y区の施設は奈良時代末まで存続した。Z区はその後、奈良時代末期に大幅に改造されて、式部省ではなくなり、神祇官となった。

つまり、Y区とZ区の関係について言えば、式部省の移転を示すのではなく、Y区は新たな要素をもつ空間として成立したと見るべきこと、そして、奈良時代後半にはY区・Z区西半がともに式部省管轄の空間として併存していたであらうことが指摘できる。

以下においては、この併存した式部省の二つの空間の意味について考えてゆくが、結論を先に述べれば、Y区に新たに成立したのが、式部省における儀式空間としての「式部曹司庁」であり、一方のZ区は一貫して実務にあたった場所であり「式部厨」として両者を区別すべきだと考える。そして、式部曹司庁の成立を促した要因として、一つは式部省における考問の儀式化、もう一つはその前提としての考課の形式化を考えている。

## 二、考選制度の変質

式部省の主要な仕事は、職員令の式部卿の条に規定されている。

式部省 管寮二。 卿一人 掌、内外文官名帳、考課 選叙 礼儀、版位、位記、校定勲績、論功封賞、朝集、学校、策試貢人、禄賜、假使、補在家令、功臣家伝事。大輔一人。少輔一人。大丞二人 掌、勘問考課、余同中務大丞。少丞二人 掌同大丞。大録一人。少録三人。史生二十人。省掌二人。使部八十人。直丁五人。

ここでは内外文官名帳以下、功臣家伝まで十五項目が列挙されているが、おおむね官人の人事に関わるものと、朝廷の礼儀に関わるものに大別できる。特に文官官人の人事を担当することから、八省の中で最も重要視された官であった。そのことは任官者の位階を他の省と比較することによって指摘されているし、また、奈良時代には有力者が相次いで式部卿を歴任していることもそれを示唆している(長屋王、藤原武智麻呂、宇合、仲麻呂、百川など)。

官人の人事の中でも中心をなすのは考課と選叙であるが、その方法については考課令・選叙令にくわしく規定され、

それらをもとにした野村忠夫氏による詳細な研究があつて、我々はその成果を共有している<sup>7)</sup>。ただし、野村氏の研究は考課・選叙の完成されたシステムの解明に力を注いでおり、ために大宝律令成立以後の実態とその変質という観点からみると、検討の余地を残しており、かつて拙稿「考課木簡の再検討」<sup>8)</sup>において新史料を材料としながら、そうした点を指摘したことがある。以下その要点をかいつまんで繰り返しておく。

まず、通説的理解となつていた野村氏の研究を要約すればおおよそ次のようになる。

i 考課と選叙(考選)については、律令にきわめて詳細な規定がある。それによれば、古代官人は毎年、所属官司の長官による勤務評定(考課)が行なわれ、それを数年積み重ねると昇進の機会が巡ってきて、その間の評価を総合して新たな位階を授かる(選叙)。その考課・選叙ともに長官個人の裁量を出来るだけ排するようにポイントが明確にされ、恣意的な叙位が行なわれないよう配慮されたものであった。

ii 正倉院文書の中に、奈良時代前期の考課の結果を報告した文書「考文」の断片が残っており、そこでは長上官は

すべて「中上」と評価が固定していることが知られる。

iii また平城宮から出土した考課木簡を見ても、長上官の評価は「中上」、番上官は殆どが「上」となつていて、それ以外の評価を得ることは極めて少ない。

iv 以上から、古代の考課・選叙は詳細な規定はあるものの、実際にはよほどのことがないかぎり、長上官は「中上」、番上官は「上」になることが決まっており、一人一人について実質的に勤務状況に応じた考課を行なっていたのではなからう。

これに対して、筆者は以下の諸点を指摘した。

i 考課木簡として取り上げるべきものとして、平城宮第三二次補足調査に加え、新たに第一五五次調査出土木簡が出土した。これらには、奈良時代前期のものと後期のものがあり、比較検討が可能である。それによれば、考課の等第が前期においては長上官が「中上」「中中」、番上官は「上」「中」「下」など各種見られるのに対し、後期になると、しだいに「中上」と「上」の比率が高くなる傾向が見られること。また、去年と比べて今年がどうか、という比較評価を示す木簡(「去上」「今上」)は前期にはなく、後期になって登場することも二次的なものと見られる。

## II 正倉院文書の考文については再検討すべきである。年

代は奈良時代前期のものとしてよいが、そのことからこれまで奈良時代前期から評価が全て「中上」であったことの根拠にされてきた。しかし、考文の書式を検討すると、これは考文の「中上」部分のみが残存したのであって、全ての官人が「中上」だったことを示すのではない。

Ⅲ 奈良時代前期の考課の様子をうかがわせる史料が次の  
続日本紀和銅五年五月乙酉条である。

詔諸司主典以上并諸国朝集使等曰。制法以来、年月淹久、未熟律令、多有過失。自今以後、若有違令者、即准其犯、依律科断。其彈正者、月別三度、巡察諸司、糾正非違。若有廢闕者、仍具事状、移送式部、考日勘問。又国司因公事入京者、宜差堪知其事者。充使、使人亦宜問知事状、并惣知在任以来年別状迹。随問并合不得礙滯。若有不尽者、所由官人及使人、並准上科断。自今以後、毎年、遣巡察使、檢校国内豊儉得失。宜使者至日、意存公平、直告莫隱。若有經問發覺者、科断如前。凡国司、毎年、実録官人等功過行能并景迹、皆附考状、申送式部

## 省。省、宜勘会巡察所見。

これは、この頃に考課制度を厳密に実施すべきことを改めて命じたもので、その具体的な方法として、式部省による考問（考文についての勘問）と巡察使による知見とを重視し、その際の材料を整えることに主眼が置かれていたことを知ることができる。

IV したがって、野村氏の言われるように、律令に規定された考選法が古代を通じて大きな変化はなく、実際の運用においては機械的に評価がなされ、考選法が当初から形式化していたという点は疑問である。そうではなく、奈良時代、特にその前期には実態に即した厳密な考課が行なわれており、木簡を用いた評価、式部省による勘問も実質的な意味をもっていたと推定する。それが、奈良時代後期以降になると、官人は大過なく過ごせば「中上」を得られるというように、しだいに評価の幅が狭まっていったのではないかと考える。Ⅲの史料に「考状」という文書が見え、これは考文の内容を式部省がチェックするための材料として機能した付属文書と考えられる。ところが、その考状は奈良末期以降史料から姿を消してしまいうことも、考課制度の形骸化を示すのであろう。

つまり、式部省の業務に密接に関わる官人の考課が、奈良時代の間にしだいに形式化していったという変化を重視したいのである。

旧稿発表時点では、公刊された考課木簡のデータがそれほど多くなかったが、その後第三二次補足調査の木簡について『平城宮木簡五』（『平五』と略す）が刊行され、また

（表一）考課の評価別の件数

出土遺構（出典、年代）	上	中	下	中上	中中
SD四一〇〇A（城一八）神龜五年以前	〇	〇	一	〇	〇
SD一六四〇（城一八）『城四』神龜五年以前	一	二二	一	一	二
SD二五〇（城一八）年代不明	〇	〇	〇	一	〇
SE一四六九〇（城二六）天平初年頃	一五	八	〇	一七	二
SD四一〇〇C（平四）天平宝字（神護景雲頃）	三一	一〇	〇	四	一
SD四一〇〇C（平五）天平宝字（神護景雲頃）	七八	一五	〇	一	〇
SD四七五〇（長屋王家木簡）『城一八』靈龜以前	二	〇	〇	〇	〇
SD五三〇〇（二条大路木簡）『城三〇』天平十二年以前	六	一	〇	三	一
SD五二〇〇（城三〇）『三二』『三三』同右	四五	二二	〇	〇	〇

前節のZ区で検出された井戸SE一四九六〇の木簡が『平城宮発掘調査出土木簡概報二十六』（『城二六』と略す）に掲載されたことよって、等第を記す木簡の数が増加した。さらに、参考までに長屋王家木簡・二条大路木簡の考課木簡も併せて、改めて奈良時代における考課の評定状況を集計すると表（一）のようになる。

データの性格もあって、一概には言えないが、おおよそ奈良時代においては、長上官では「中上」、番上官では「上」が優勢ではあるものの、「中中」「中」といった他の評価もあり得たこと。年代で見ると、奈良時代前期に比べ、後期のほうがより評価が甘くなって、「中上」「上」の優勢が強まるという傾向があることは指摘できよう。そうした評価の幅が狭くなった結果、平安時代になると、長上官は皆「中上」に固定してゆくであろう。

### 三、考問の儀式化

各官司では、毎年 of 考課が定まると、その結果を考文という文書に記録して太政官に送り、文官についての考文は式部省へ回ってくる。それからが式部省での作業となる。

考課における評価の実態が前記のようであるとすれば、その報告を受けて考文の審査をする式部省の仕事もそれに連動して変化してゆくことが予想される。

弘仁式以前における考課と選叙の手続きをまとめたのが次の表(一)である。史料としては考課令・選叙令・弘仁式および延喜式などに基づくが、年明け以降の日付が弘仁式と延喜式とで若干異なるほかは大きな違いはない。特に令の規定と弘仁式とはその日程が連続して説明しうるから、弘仁式に見える一連の手順は、基本的には奈良時代以来の姿を伝えているものと判断される。

この表の中で特に注目したいのが、十月から十二月にかけて式部省の仕事に大きくかわる考問と引唱である。そこで、その点を具体的に示す史料である弘仁式部式考問引唱条を取り上げて、検討を加えてみよう。長文にわたるので、内容を区分しながら以下に全文を掲げる(割書は省略し、段落毎に通し番号を付けた)。

① 毎年十月一日、諸司畿内職事考選文進<sub>三</sub>左弁官。二日、下<sub>レ</sub>省。是日諸司畿内亦以<sub>三</sub>番上考選文<sub>二</sub>進<sub>レ</sub>省。三日、諸家進<sub>三</sub>家司并雑色人等考選文<sub>二</sub>。

② 訖、専当丞録分<sub>三</sub>史生位子<sub>二</sub>為<sub>二</sub>十番<sub>一</sub>、校<sub>レ</sub>考。番別各有<sub>二</sub>人数<sub>一</sub>。長上選、番上選亦各有<sub>二</sub>人数<sub>一</sub>。総計考文、分<sub>三</sub>配十番<sub>二</sub>。其一番先取<sub>三</sub>神祇官考文<sub>二</sub>、六日以前校了。

③ 七日質明、舖設於朝堂并南廊内。卿以下就<sub>レ</sub>座。史生預以<sub>三</sub>功過簡<sub>一</sub>、置<sub>三</sub>輔丞座前<sub>一</sub>。神祇官副以下史生以上、以<sub>レ</sub>次入<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>輿礼門<sub>二</sub>就<sub>三</sub>廊下座<sub>一</sub>。

④ 丞命<sub>レ</sub>録曰、令<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>候司<sub>一</sub>。録称唯<sub>レ</sub>転<sub>レ</sub>告<sub>二</sub>史生<sub>一</sub>。史生称唯<sub>レ</sub>喚<sub>二</sub>省掌<sub>一</sub>。省掌称唯、即命曰。令<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>上候司<sub>一</sub>。省掌称唯<sub>レ</sub>伝告。副先称唯、次祐史俱称唯。進就<sub>二</sub>版位<sub>一</sub>。立定丞命曰。召<sub>レ</sub>之。副先称唯。祐史次<sub>レ</sub>之。副先登就<sub>レ</sub>床。祐史次<sub>レ</sub>之。

⑤ 座定丞命<sub>レ</sub>録曰。申<sub>レ</sub>之。録先披<sub>二</sub>番上考文<sub>一</sub>読申。丞随<sub>レ</sub>状勘問。若無<sub>二</sub>勘出<sub>一</sub>、則丞又命<sub>二</sub>長上<sub>一</sub>申<sub>レ</sub>之。録亦披<sub>二</sub>考文<sub>一</sub>読申、若有<sub>二</sub>乖失<sub>一</sub>隨即勘問。副及祐史各為<sub>二</sub>弁答<sub>一</sub>、問各有<sub>二</sub>其序<sub>一</sub>。答亦有<sub>二</sub>其詞<sub>一</sub>。自余諸司及朝集使亦如<sub>レ</sub>之。惣勘了、丞以<sub>レ</sub>状申<sub>レ</sub>輔。輔判与<sub>レ</sub>奪、丞乃丞伝、副先称唯、祐史俱称唯、昇降已訖、丞判命乃。副先称唯、次祐史俱称唯、以<sub>レ</sub>次退出。

⑥ 退<sub>二</sub>於曹司<sub>一</sub>引<sub>レ</sub>唱考人。若有<sub>二</sub>不堪<sub>一</sub>參者、史執<sub>二</sub>其名簿<sub>一</sub>就<sub>二</sub>版位<sub>一</sub>申<sub>レ</sub>之、丞命進<sub>レ</sub>之。史称唯、就<sub>二</sub>録後<sub>一</sub>進。

表(二) 弘仁式以前の考選手続き

	考 課	選 叙
八月三〇日以前	本司の長官が本人を前にして、考を定める(考課令内外官条)	本司が校定(選叙令応叙条)
九月一〜三〇日	本司で考文等を作成し、京官は十月一日以前、外官は十一月一日以前に太政官に送る(同右)	本司で選文を作成し、京官は十月一日以前、外官は十一月一日以前に太政官に送る(考課令内外官条)
十月一〜三十日	京官の考文を省で校定し、のち官司単位で考問、ついで考人を引唱する(弘仁式部式考問引唱条)	京官の選文を省で校定する(弘仁式部式考問引唱条)
十一月一〜三十日	外官の考文を省で校定、のち朝集使を考問(同右)	外官の選文を省で校定する(同右)
十一月一〜三十日	省で考目録・考別記を作成する(同右)	省で、選目録・選別記・短冊を作成する(同右)
一月三日* i	省、考目録を太政官に提出する(同・考選目録条)	省、選目録を太政官に提出する(同・考選目録条)
一月〜三月* ii		太政官で選を校定する(選叙令応叙条)
期日* iii		長上官を太政官で、番上官を省で列見する(弘仁式部式列見条)
のち		省で擬階作業にかかり、成選擬階短冊・擬階簿を作成する(同・成選短冊条)
四月十一日* iv		太政官が擬階奏を行なう(同右)
のち* v		省、位記案を作成し、太政官に印を請う(同・授位記条)
吉日* vi		太政官において、成選人に位記を授与する(同右)

延喜式での変更点

\* i : 二月十日  
\* v : 四月十一日

\* ii : 太政官での校定は行なわれない  
\* vi : 四月十五日

\* iii : 二月十一日

\* iv : 四月七日

録読申、輔判命之。録称唯、丞判命之、史称唯退出。

⑦省掌引「祐以下使部以上考人」、且称「容止」、入屯「中庭」。立定輔命唱之。専当録称唯、先披「職事考文」唱之、祐以下隨「唱称唯、進就「版位」。

⑧録宣「示日数并善最」、以「次引唱。毎「滿二十人」。省掌称「直立」。考人俱称唯、就「直立位」。並如「常儀」。職事唱了、丞判命之。俱称唯退出。

⑨録復披「番上考文」唱之。史生以下称唯、就「版位」。録宣「示日数行事」、毎「滿二十人」。亦称「直立」。唱了、丞唱「省掌名」曰。退之。省掌伝告、考人俱称唯、以「次退出」。

⑩其「不到者」、引唱之後限以「三日」、如「列見儀」。遂「不到者」判降如「式」。

⑪自余諸司、不論「前後」隨勤了且問、其日質明、省掌鋪「設床置於曹司并省掌座東」。共皆北面。輔以下就「座」。訖中務輔丞録以「次就「省掌東座」。丞命「録。令「奉上候司」。録称唯命「史生」。史生命「省掌」。省掌承伝。中務輔以下依「次称唯、進就「版位」。並如「前儀」。丞命召之。以「次称唯、登就「座」。

⑫省掌命「所管諸司」、以「次參上、所管進就「版位」。丞命

召之。昇就「座」及丞命「録読申。並如「前儀」。若有「不到」即問「其由」。所管不「弁乃問「中務」。亦如「前儀」。輔判与奪。丞承伝。中務輔称唯、二司六位以下俱称唯、訖丞判命之。所管称唯退出。自余所管諸司、以「次考問、訖亦退出」。

⑬省掌引「中務并所管諸司六位以下職事分番考人」、入唱如「前儀」。職事唱了。丞判命之。俱称唯退出。次唱「番上」、毎「滿五十人」。丞命「省掌」、且命退出。自余諸司亦准「此儀」。但太政官不「在考問引唱之例」。

⑭其在京諸司及畿内国司十月卅日以前校定了。大宰及七道諸国司十一月卅日以前校定訖。

⑮十二月卅日以前勤「定考選目録」。已訖以「正月三日」申「送太政官」。考番史生各写「考別記」。選番史生亦写「選別記」。兼書「短冊」。専当丞執「冊、録執「別記」。令「史生「読上案。共相計会。知「無失謬」、以候「列見」。

まず、①諸司・諸家・畿内から考文と選文が式部省に集まってくる。②式部省では担当官を分割して、考文と選文の校定（内容のチェック）を行なう。

校定が終われば次の作業となる考問にうつるが、以下では神祇官の考文に対する考問手続を例示している。すなわ

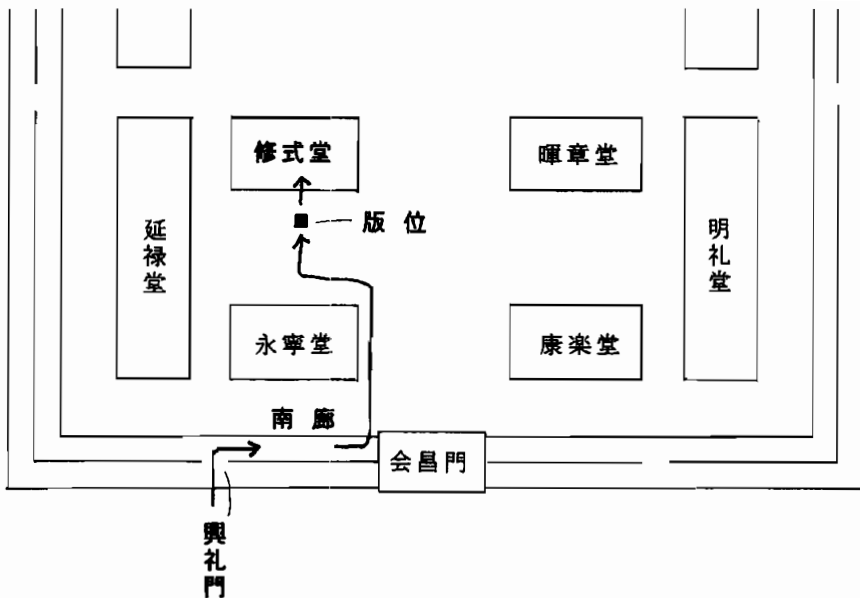


図5 神祇官に対する考問の場

ち、③「朝堂并南廊内」において式部省と神祇官の担当者の座を用意し、式部の卿以下は朝堂すなわち修式堂の座に、神祇の副以下は南廊内の座に着く。④式部側の指示にしたがって、神祇の副以下は座をたち、版位に進み、その後、朝堂の床につく。⑤座が定まると、式部の録が神祇官より提出された考文を読み上げ、それについて式部の丞が勘問し、神祇の副・祐・史が答える。質疑応答が無事終わると、式部の輔が判定を下し、神祇の副以下は称唯して退出する。こうしたあり方は後述するように、場所の相違はあれ「自余の諸司及び朝集使」も同じである。これを朝堂院の図で示すと、図5のようになろう。神祇官の官人は南から興礼門を入り、南廊に着座の後、版位をへて修式堂に昇り、堂上において式部省官人と対面して質疑応答がなされたのである。

次いで、考問終了を受けて、神祇官のすべての考人を対象とする引唱にうつる。⑥場所は式部省の「曹司」である。先に引唱に参加できない者について、神祇の史が名簿を持って参入し、式部の輔の前で確認される。⑦次いで、神祇の祐以下使部以上の考人が曹司の中庭に導き入れられ、考文が読み上げられるに従って版位につく。⑧式部の録が、一



一人一人について一年間の「日数と善最」を読み上げ、十人単位に称唯して直立位に立ち、式部丞の判定を受け、その後退出する。⑨神祇官の番上官もこれと同様のことを行なう。⑩は引唱に來なかつた者の処遇である。以上が神祇官を対象とした考問と引唱である。

⑪それ以外の官司については、式部省での校定が終わり次第、順次考問を行なう。その場所は、神祇官の場合と異なり、式部省の「曹司庁」である。以下の説明は中務省を例としている。式部の輔以下が堂上の座につくと、中務の輔以下が入り省掌の東の座につく。式部の指示によって、中務の輔以下は版位をへて堂上の座につく。⑫次いで、中務所管の諸司も同様に堂上の座につく。そこで、式部による質疑、中務の応答が行なわれ、式部の輔が判定を下す。式部丞がそれを伝え、中務の輔以下、称唯して退出する。中務所管諸司も同じ。

⑬考問ののち引唱となる。中務および所管の六位以下の考人が式部の省掌に率いられて「曹司」に参入する。神祇官の場合と同様に個人々人を確認ののち、式部の丞が判定し、退出する。但し、番上官は五十人を一単位とする。また、太政官は考問・引唱の対象外である。

⑭は校定（考問・引唱を含む）の終了期限を示し、⑮はその後の手続きで、式部省では「考目録」「選目録」「考別記」「選別記」「短冊」などを作成して太政官に提出し、列見の準備とする。

やや煩瑣にわたったが、以上のような平安時代の式部省における考選の仕事を追ってみると、いくつかの注目すべき点が見いだせる。

まず、一連の行事が行なわれた場所として、a 神祇官の考問を行なう場としての朝堂（修式堂）、b 各省の考問を行なう曹司庁、c 神祇官および各省の引唱を行なう場としての曹司、d 省内で、考文や選文の内容を校定し、考選目録や考選別記・短冊などを作成する場、といった四つがあげられる。ただし、このうちbの曹司庁とcの曹司とは、儀式が室内で行なわれるbと屋外の庭を使うcの違いによって、前者を建物をもとして「曹司庁」と表現したと見られるから、おそらく同一の区画を指すと見てよからう。ただし、それとdとは別の場所と考えた方がよいのではなからうか。b（||c）には中庭があり、版位を置く場所があり、そして引唱の場合には数多くの官人が参入することのでき

る空間をもっているという特徴がある。そこで行なわれた考問・引唱のあり方から見ても、曹司（庁）というのは朝堂院とは別の「儀式の場」となっているのである。一方、式部官人が考課と選叙について、それぞれ十番づつに分かれ、分担して膨大な考文・選文のチェックを行なった場所は、それとは別であって、実務を行なうべき建物群によって構成された一画と考えられるのである。

従来は、平安時代の政務の場として、儀式は朝堂で、実務は曹司で行なわれたというようにいわば二重構造で考えられてきたが、右に見た式部省の例からすると、朝堂と曹司の中の儀式空間、および曹司の実務空間といった三重構造でとらえる必要があるように思う。そして、この曹司における二つの空間が、平安宮大内裏図にみえる二つの式部省区画、すなわち「式部省」と「式部厨」（ないし「式町」）に相当するものと考ええる。その場合の「厨」とは単に食事を用意するだけではなく、官人たちが日常的に勤務して実務を行なう場所であり、かつ食事を取る場所であり、そのための施設もある、というように広い意味に解すべきだと考える。

右のように考えられるとすれば、曹司の中の儀式空間と

いうものが、いずれかの段階で新たに成立したのではないかと、といった想定が可能となる。

注目すべき第二の点もこれと関連するが、考問・引唱の内容をみると、神祇官に対する考問と中務省以下に対する考問が基本的に変わらないことである。弘仁式段階では、両者の場所の違いは、対象となる役所の違いのみとなっているが、あるいは古くは同一の場所で行なわれていたことが時代が降るにしたがって分化したものの、とも推定される。

平安時代において、式部省による考問の際に、対象となる官司の弁答が不十分で否定され責任を問われたといった例は聞かないから、実質的な審議を行なっていたのかどうか、甚だ疑わしい。しかも、前章でも述べたように、平安時代においては、考課の評価が「中上」と固定していたのであるから、考問自体がほとんど形式的なものであったと見られる。

ところが、これを奈良時代前期に遡らせると、前掲和銅五年五月乙酉紀に見られるように、式部省による考問は本来は厳しく追求されるべき重要な政務だったことがわかる。そこには関係書類のみならず、巡察使による所見も報告されて併せ勘問するというように、実質的な審議がなされて

いたことを知りうる。とすれば、確実な根拠はないが、本来、こうした式部省による考問は、全てが朝堂で行なわれており、その一部が後に曹司の方へうつされたという推定が蓋然性が高いものと思う。こうした点は、朝堂と曹司との本質、といった吉川氏が指摘された議論に関わる重要な課題であり、なお検討を要するのであるが、一つの見通しとして示しておく。

### おわりに ― 式部曹司庁の成立 ―

これまで、政務の進め方やその場所の問題と変遷については、おおよそ次のように考えられてきたといえよう。①大和朝廷のころには、天皇の宮に有力豪族があつまり、後の朝堂に相当するような場所で合議の上、重要な政策が決められ、それにもとづいて氏族が分担して職務を執行していた。②律令が成立し、官司制度が整うに伴って、藤原宮において、あらたに曹司が成立し、そこが実務の場となり、朝堂における朝政の儀式化がはじまった。③平城宮の頃にはその傾向はさらに強まり、長岡宮ないし平安宮において、厨または厨町が宮の内外に成立し、実務の重点がそちらに

移ってゆくようになった。

このうち②については、はじめにで紹介した吉川報告が問題提起を行ない、また③については、第一節で述べたように、平城宮内で式部厨に相当する区画が発掘されたこと、あるいは、左京三条二坊一坪において、奈良時代末に太政官厨が置かれていた可能性も考えられるに至り、いわゆる「官衙町」の成立時期とその意義について再検討の必要性が指摘されている<sup>9)</sup>。

こうしたことを念頭において、平城宮式部省を例にとつて、曹司の时期的変遷を考えてみた。

第一節では、平城宮の式部省跡と推定される場所の発掘調査成果を検討し、その変化に注目して記述した。第二節では、奈良時代の間における考選制度が、しだいに実態をはなれ形式化してくることを述べた。そして第三節では平安時代における式部省の業務を検討することによって、その儀式化した姿から逆に奈良時代のあり方を推定した。

以上をまとめると、次のように結論づけることができる。式部省における官人の考選制度は、奈良時代の間大きく変質した。令制当初は実態に依じて個々の官人に対する厳密な考課が行なわれることが目指され、それを式部省が考

問というチェックをすることによって、考課の実をあげ、綱紀肅正をはかろうとした。その平城宮の前期には、考問などは朝堂で、その他の実務は掘立柱建物より構成される曹司（Z区）で行なわれていたものと推定できる。ところが、奈良時代後期以降になるとしだいに考課が形式化し、官人は大過なく勤務すれば「中上」がもらえるというように、実質的な評価が下されることが少なくなった。それに伴い、式部省による考問も緊張感がなくなり、問答自体も形式的なものになったであろう。朝堂で行なわれていた考問も、一部式部省で行なわれるようになったと推定される。そして、その場所が平城宮の発掘調査で確認した、礎石建物によって構成される式部省（Y区）にあたると思われる。つまり、Y区は奈良時代後期になって、式部省の儀式空間として新たに成立した、と考えるのである。したがって、Z区は実務を行なう場所として依然存続したはずである。

同じく式部省といっても、Y区とZ区西半とは遺構を比較すると、大きく異なる。掘立柱建物と礎石建物という違いの他にも次のような点が注目される。Z区は正殿とも言うべき殿堂が一棟ある他は小規模な雑舎から構成され、建物配置に規則性などは見られない。これに対してY区は前

述のようにシンメトリーな配置を示す。しかも、Y区の場合、正殿の南に広い空間を設けており、これは庭を中央に置いて、その周囲に殿堂を配したと見ることもできる。また、Z区西半には木簡が出土した井戸が存在するが、Y区にはそうした「生活臭」がない。Y区を儀式空間と考える所以である。

平安時代の用語を借用してY区を「式部曹司庁」Z区を「式部厨」と仮称すれば、式部省の管轄する場が「朝堂院の修式堂」「式部曹司庁」「式部厨」という三重構造となるのは、この段階からと言えよう。

つまり、考課の等第の固定化、考問の形式化、礎石建物によって構成される曹司の儀式空間の成立、といった三者は連動するものであり、時期としては奈良時代の後期を画期とするのではないかと考えるのである。

平城宮内において、礎石建物によって構成される場所は、朝堂院を別とすれば極めて限定される。本文で述べた式部省（Y区）と兵部省（X区）及び神祇官推定地（Z区）の他では、内裏の東で検出された磚積基壇上に建つ建物群で「太政官」と仮称される一画が確認されるだけである。これらが、二官八省クラスの官衙を示すとすれば、未発掘地

にもなおいくつかの礎石建物の区画が存在する可能性は高い。しかし、注意したいのは、現在まで検出した四例は「太政官」も含めて、全てが奈良時代前期には遡らず、後期以降になってから礎石建物となっている点である。このことは、たんに建物の様式が変更になったとか、建物の格が上がったといった問題ではなく、各曹司における政務の変化を反映し、八省以上のそれぞれの曹司に「儀式空間」が成立したことを示すのではなからうか。これも仮説の域をでないが、一案として示し、蕪雑な稿を閉じることとする。

- 註
- (1) 岸「日本の古代官都」岩波書店、一九九三年、一三二頁
  - (2) 吉川氏の報告は未だ論文として発表されていないので、以下は筆者の理解した吉川報告の要旨である。
  - (3) 平城宮における兵部・式部省の官衙比定については、渡辺晃宏「兵部省の武官人事権の確立と考選制度」(奈良国立文化財研究所『文化財論叢Ⅱ』同朋舎出版、一九九五年)の註2に詳しい。
  - (4) 『木簡研究』十四号、一九九二年。奈良国立文化財研究所『平城宮木簡Ⅴ』一九九五年。『平城宮発掘調査出土木簡概報

- (5) 二十六 一九九二年。  
寺崎「考課木簡の再検討」(『律令国家の構造』吉川弘文館一九八九年)。奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報Ⅳ』一九六七年。
- (6) 虎尾達哉「律令官人制研究の一視点」(『古代史研究の最前線』一 雄山閣出版 一九八六年)
- (7) 野村「律令官人制の研究増訂版」吉川弘文館、一九七〇年。  
『官人制論』雄山閣、一九七五年。
- (8) 鬼頭清明「太政官厨家跡と地子の荷札」(『長岡京古文化論叢Ⅱ』一九九二年)
- (9) 山中章「日本古代都城の研究」(柏書房 一九九七年)第四章「都城の変貌」。清水みき「長岡京の京外官衙と初期平安京」(『古代文化』四九の一、一九九七年)。